

千葉市印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第52号

千葉県印鑑条例施行規則等の一部を改正する規則

(千葉県印鑑条例施行規則の一部改正)

第1条 千葉県印鑑条例施行規則(昭和54年千葉県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「いう。）」の次に「又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口の移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。）」を加える。

(千葉県市区役所事務分掌規則及び区長の処理する事務に従事する職員の職の特例に関する規則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

- (1) 千葉県市区役所事務分掌規則(平成4年千葉県規則第4号)第3条 市民総合窓口課の事務分掌第11号及び第8条第8号
- (2) 区長の処理する事務に従事する職員の職の特例に関する規則(平成4年千葉県規則第13号)第12号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。